

高校 1 年生保護者の皆様へ

立命館守山中学校・高等学校

1 年生 高等学校等就学支援金【4 月-6 月】申請のご案内

●制度概要

国公立問わず、高等学校等の授業料の支援として、保護者様等の年収目安が約 910 万未満、「市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額」が 304,200 円未満の世帯の場合、申請により「高等学校等就学支援金」が国から滋賀県を通じて支給されます。返済は不要です。

* 令和 7 年度における収入要件の事実上の撤廃を含めた新制度については、申請方法を含めて、現在、国において検討中ですので、2025 年 7 月の案内をお待ちください。

●認定要件

登録されたマイナンバー(個人番号)から算出された判定基準額【保護者(親権者)全員の市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額】が 304,200 円未満の世帯に支給されます。

※政令指定都市に市民税を納税している場合は、「調整控除の額」に 3/4 を乗じた額

市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額（保護者全員の合算）※	年収の目安 ※ 保護者全員の合算額	支給額（年額）
154,500 円未満	約 590 万円未満	396,000 円(月額 33,000 円)
154,500 円以上 304,200 円未満	約 590 万以上 910 万円未満	118,800 円(月額 9,900 円)
304,200 円以上	約 910 万円以上	所得制限 * 7 月の案内をお待ちください。

※参考の目安ですので、世帯構成等によって異なります。

※2025 年 4 月-2025 年 6 月分： 2023 年の収入（2024 年課税額）

2025 年 7 月-2026 年 3 月分： 2024 年の収入（2025 年課税額）

●意向確認・認定申請登録（オンライン申請システム e-Shien）

- ◎ 1 年生全員「オンライン申請システム e-Shien」での意向登録が必要です。
- ◎ 申請しない場合も、必ず「意向なし」の登録をお願いします。

P. 3 「オンライン申請システム e-Shien での登録について」にて手続き方法をご確認ください。

- ① 意向確認 ⇒ 全員
- ② 認定申請登録 ⇒ 申請する方（意向あり）のみ

●オンライン意向確認・認定申請登録 期限

（全員） 2025 年 4 月 15 日(火)【厳守】

※上記の申請期限を過ぎると、4 月分からの受給ができなくなりますのでご注意ください。

※以下の事項をご確認の上、申請をお願いいたします。

- ・所得確認の対象となる保護者等は、原則「親権者」であるため、必ず「親権者」の状況を確認の上、申請すること。
- ・仮に保護者等が誤って特定されたまま申請・支給が行われ、それが明らかとなった場合は、支給を受けた者から、不正利得として受給額が徴収されること。
- ・偽りその他不正の手段により就学支援金を受給した者は、三年以下の懲役または百万以下の罰金に処されること。

●マイナンバー（個人番号）の指定を受けていない場合について

保護者全員が賦課期日(2024年1月1日)に日本国内に住所を有したことがないなど、マイナンバー（個人番号）の指定を受けていない場合は、生徒情報・保護者等情報の申請登録のみとなります。

●今後の流れについて

4月

- 認定申請による2024年(令和6年)度の課税標準額に基づき、2025年4月～6月分の就学支援金の受給資格の審査・認定が行われます。
- 5月以降に認定申請をした場合、その翌月分から受給開始となります。

7月
～
8月

- 滋賀県より受給資格が認定された場合、受給資格認定通知を郵送いたします。
- 2025年7月からの新制度を含めた申請手続きは、改めてお知らせします。(7月頃)
4-6月分認定 ➡ e-Shienの更新
4-6月分不認定・意向なし ➡ 7月の案内をお待ちください。

各都道府県の補助金案内 [下記参照]

国の就学支援金とは別制度ですので、申請書提出が必要です。

9月

- 決定した就学支援金は、後期授業料から差し引いて支給する予定です。
(支給については、改めて郵送にてご案内いたします)

●各都道府県の補助金案内について

各都道府県によっては、国の就学支援金の上乗せ制度として補助金がある予定です。国の就学支援金を受給していることが条件となりますので、申請をお考えの方は、今回の就学支援金を必ず申請してください。 ※学校からする案内は、学校に登録している保護者住所に基づいて行います。

●変更届出について

申請内容に変更(離婚・再婚等による保護者の変更、税額確認の内容訂正など)があった場合、保護者等情報の届出書を提出する必要があります。

変更が判明した時点で早急に下記の問い合わせ先へご連絡ください。

(税の更生があった場合は、税務署から発出される更生通知書等の受領後、15日以内に申請が必要です)

●受給期間について

過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。)が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)

<お問い合わせ>

(株)クレオテック (月～金 9:00～11:30、12:30～17:00) TEL: 075-813-8461

※授業料等およびその他納付金に関する業務は(株)クレオテック(学校法人立命館100%出資会社)に委託しています。

●オンライン申請システム e-Shien での登録について（全員必須）

- 下記に基づき、e-Shien で登録手続きをお願いいたします。
- e-Shien の登録手順については本校ホームページに掲載の「高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien 申請者向け利用マニュアル」をご参照のうえ、お手続きください。

奨学金制度のご案内」>>>「各種奨学金制度」>>>「高校生対象」に掲載
<https://www.mrc.ritsumeai.ac.jp/family/scholarship/>



入学式で全員に配布された e-Shien 「ID/パスワード」、スマートフォン
またはパソコンを準備し、e-Shien にアクセス

<https://www.e-shien.mext.go.jp/>



就学支援金受給の意思を e-Shien にて登録（1 年生全員）

就学支援金の支給を受けたい
【意向あり】⇒申請登録へ進む

就学支援金の申請をしない
【意向なし】

保護者 2 名

* 1 名が無収入（控除配偶者）、
または海外居住の場合も含む

保護者 1 名

* 離婚・死別等により親権者
が 1 名の場合

- ① 必要事項を登録
- ② 収入状況提出方法は「個人番号を入力する」を選択
- ③ 保護者全員のマイナンバー（個人番号：12 桁の数字）を
入力して提出

※メールアドレスは登録しないでください。

登録された場合は、滋賀県へ提出前に削除させていただきますので、
予めご了承ください。

【意向なし】の登録
＝完了です＝

* 2025 年 7 月の案内を
お待ちしております。



マイナポータルは
利用しません。

保護者情報等確認書を郵送にて提出

保護者情報等確認書をご記入の上、提出用宛名を利用し、
学校事務室へ郵送ください。（P.4 参照）
（確認書と提出用宛名は入学式で配布の案内封筒に同封しています）

提出締切 2025 年 4 月 15 日（火）

郵送が終われば ＝完了です＝

※マイナンバー（個人番号）から税額照会ができない場合は、問い合わせをさせていただきます。

●高等学校等就学支援金 保護者情報等確認書 提出について

就学支援金を申請する場合、保護者情報等確認書の提出が必要です。

- ◆ e-Shien での申請登録後、必ず、ご提出くださいますようお願いいたします。
提出されないと滋賀県での審査が受けられません。
- ◆ 下記の「提出用宛名」を封筒に貼付し、切手を貼ってご郵送ください。
(郵送料は自己負担になりますので、ご了承ください)

保護者情報等確認書 提出締切日 **2025 年 4 月 15 日 (火) 【必着】**

提出が遅れる場合は、問い合わせ先までご連絡をお願いします。

提出用宛名

〒524-8577

滋賀県守山市三宅町 250 番地

立命館守山中学校・高等学校事務室

高等学校等就学支援金（保護者情報確認書）係
(クレオテック)

差出人

〒

住所

1 年 組 番

氏名

就学支援金を申請される場合は、必ずご提出ください。【太枠箇所記入】

※消せるタイプのペンは使用不可

認定番号

25

2025年

月

日

高等学校等就学支援金 保護者情報等確認書

学校名	立命館守山高等学校
学年/組/番号	1 年 組 番
学籍番号	
ふりがな	
生徒氏名	

* ご記入いただいた情報は、マイナンバー制度において下記情報を秘匿する措置をとるためにのみ使用します。

【確認事項】

保護者全員のご記入をお願いします。

項 目	保護者1		保護者2	
ふ り が な				
氏 名				
確認事項	生徒との関係 ※	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人	生徒との関係 ※	☐ 親権者 ☐ 未成年後見人 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人
		(DV・虐待等の被害を受けて避難している方) 所在地につながる情報の秘匿を希望する場合は右欄にチェック ☐		(DV・虐待等の被害を受けて避難している方) 所在地につながる情報の秘匿を希望する場合は右欄にチェック ☐

※

親権者：原則、保護者

未成年後見人：親権者がいない場合

主たる生計維持者：保護者がおらず、主として生計を維持している場合